札幌地区ユニオ

2008年8月19日発 第50号 発行責任者 山本 功 011-210-1200 Fax011-210-6677

会で「大仁不当労働行為」 した。組合からは3名の証人が出廷し梯大仁及び大仁グループ全体の運営、雇用労働条件は四元社主が 全権を掌握し、㈱大仁に組合員の雇用責任はあると主張しました。当初、組合員は全て別会社の社員で (株)大仁とは無関係としていた四元社主は一転し、反対尋問の中で、自らの 「解雇発令」 を明言しました。



組合は、(株)大仁 = 四元社主に組合員の雇用責任はあると し、その上で、組合結成を理由とした会社解散・解雇は違 法であると主張しています。また、組合員の解雇を速やか に撤回して、解雇日以降の賃金の支払も求めています。

対して会社はこれまで5回の調査の中で殆ど主張をせ ず、答弁書と準備書面をA4用紙に各一枚作成したのみで す。答弁書では、別会社・法人であることを理由に雇用責 任は無いと主張しましたが、準備書面では、解雇発令と解 雇予告手当の支払済みを主張しました。18日の審問・反 対尋問では、組合申立書を取り出し、記載通りの解雇発令 を認めました。雇用責任を認め今後どのような主張をする かは、次回9月19日(金)の第2回審問で明らかになる ようです。多くの労働者の傍聴で発言内容を確認しよう!

(株)大仁他関連2社は7月29日に札幌地裁に民事再生法 適用を申請し、同日保全命令を受けました。申請に至る理 由に、近年の降雪量減少と燃料価格高騰を原因とする需要 低迷による業績不振を挙げ、財務状況も債務超過状態にあ るためとしています(7月28日時点の資産は約1億7千 万弱で債務が約8億9千万強)。会社の再生計画では事業規 模縮小等による「自主再建」をするとし、債権者の理解を 得ることは困難と思うが、申立をしない方がより困難を招 くとしています。組合は、組合員の労務債・雇用も含め一 切が再生計画から除外されているため、監督委員宛に意見 書提出をすすめています。内容は別途報告します。

大仁不当労働行為事件 第2回審問のご案内

日時:9月19日(金)13時30分~

場所:北海道労働委員会 審問室

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁別館

内容:証人暑間 会社側

証人(社主 四元書博)